

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
欠席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	藤 田 佳 久
主 事（事務担当）	植 松 佑 太

進行要領

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 令和6年1月22日（月） 午後2時55分から午後3時15分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 南館2階 会議室2-5</p> <p>3. 出席委員（14人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（1人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第3項の規定による当委員会への意見聴取について</p> <p>日程第 6 決定第12号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について</p> <p>日程第 7 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 4. 現況証明願</p> <p>日程第 8 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（4人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 藤田 佳久 主事 植松 佑 太 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午後2時55分）</p>
事務局長	定刻となりましたので、只今より、令和6年1月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんをお願いします。
事務局長	会長さん宜しくをお願いします。

会長	<p>《会長あいさつ》</p>																					
会長	<p>それでは、本日の出席者数は（15名中14名）で、定足数に達しておりますので、只今より1月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、 議席番号 7 番 加藤 丈晴（カトウ タケハル）委員 議席番号 1 番 横井 清美（ヨコイ キヨミ）委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0" data-bbox="379 987 1520 1514"> <tr> <td>議案第29号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第30号</td> <td>農地法第4条の規定による許可申請</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第31号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第32号</td> <td>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第3項の規定による当委員会への意見聴取について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>決定第12号</td> <td>旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 4. 現況証明願</td> <td>20件 1件 1件 1件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知</td> <td>5件</td> </tr> </table>	議案第29号	農地法第3条の規定による許可申請	3件	議案第30号	農地法第4条の規定による許可申請	1件	議案第31号	農地法第5条の規定による許可申請	2件	議案第32号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第3項の規定による当委員会への意見聴取について	1件	決定第12号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について	16件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 4. 現況証明願	20件 1件 1件 1件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	5件
議案第29号	農地法第3条の規定による許可申請	3件																				
議案第30号	農地法第4条の規定による許可申請	1件																				
議案第31号	農地法第5条の規定による許可申請	2件																				
議案第32号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第3項の規定による当委員会への意見聴取について	1件																				
決定第12号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について	16件																				
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 4. 現況証明願	20件 1件 1件 1件																				
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	5件																				
会長	<p>それでは、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請3件について審議をお願いします。なお、議案番号1番については、総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当します。まず、議案番号1番の審議をおこないます。関係委員は退席をお願いします。</p> <p>《関係委員 退席》</p>																					
会長	<p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>																					

事務局	<p>《事務局説明》（1番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案番号1番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>（発言なし）</p> <p>宜しいでしょうか。</p>
会長	<p>それでは、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請1番について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>（全員挙手）</p>
会長	<p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>それでは関係委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《関係委員 着席》</p>
会長	<p>それでは、議案番号2番、3番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》（2番、3番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上、2件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第29号 議案番号2番、3番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>（発言なし）</p> <p>宜しいでしょうか。</p>
会長	<p>それでは、議案第29号 農地法第3条の規定による2番、3番について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。
会長	続きまして、議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします
事務局	《事務局説明》 (1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は申請地の近隣にて夫婦で生活しております。現在の居宅は一部借地の上に建築されており、権利関係を整理するために借地を返却することになりました。そのため、現在の住宅は解体を余儀なくされております。そこで自身の所有地の中で住宅建築が可能な場所を検討し、申請地での建築を計画しました。申請地であれば現居住地のすぐそばであり、生活環境が変わることもないため最適地であると考えました。今般の申請にて専用住宅を建築する計画です。 以上、1件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第30号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請1件について 賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。
会長	続きまして、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請2件について審議をお願いします。それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 (1番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明) 申請者は昭和49年に設立され、弥富市に本店を置く土木建築請負業を営む法人です。隣接する既存宅地に建築の新築許可を受けております。申請地は農地として利用することが困難であり、所有者が困っており、譲受人が新築する住宅の進入路として利用したいと考え、今般の申請に至りました。今般の申請にて申請地を買い受け、進入路として利用する計画で

	<p>す。</p> <p>(2番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明) 太陽光の申請です。計画では162枚のパネル(発電出力:88.29kw)を設置し総事業費は約1400万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。</p> <p>以上、2件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第31号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
会長	<p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p>
会長	<p>続きまして、議案第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による当委員会への意見聴取について 1件についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の権利移転をする者、権利移転を受ける者の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利、事由、期間を朗読及び詳細説明)以上、1件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第32号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による当委員会への意見聴取について1件について賛成の方は挙手をお願い</p>

	<p>いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、市へ答申することに決定いたします。</p>
会長	<p>続きまして、決定第12号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番から16番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)旧経営基盤法第18条の規定による農地利用集積につきましては、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>議案番号1番から16番、全体筆数は57筆、面積は59,022㎡です。</p> <p>1番から16番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、16名の方々が借り受けております。</p> <p>内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、蔬菜です。</p> <p>愛知県知事同意は令和6年1月5日、愛知県農業振興基金同意は令和6年1月5日、公告年月日は令和6年1月31日、契約開始年月日は令和6年2月1日 となっております。権利の内容は、賃貸借権、使用貸借権でございます。</p> <p>以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>なお、この事案につきましては旧農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第12号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
会長	<p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第12号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p>
会長	<p>続きまして、専決報告 4件 について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から20番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、20件の届出を受理しました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理しました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理しました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・取消事由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理しました。この事案につきましては、事務局にて申請書類・現地を確認し、証明いたしました。</p>
会長	<p>只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p>
会長	<p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から5番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上5件の合意解約を受付いたしました。</p>
会長	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p>

会長	<p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、1月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午後3時15分)</p>
----	---

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和6年1月22日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者
議席番号1番委員 横 井 清 美

議事録署名者
議席番号7番委員 加 藤 丈 晴